

昭和三十六年三月二十二日受領  
答 弁 第 一 一 号

(質問の 一一)

内閣衆質三八第一号

昭和三十六年三月二十二日

内閣総理大臣 池 田 勇 人

衆議院議長 清 瀬 一 郎 殿

衆議院議員西村関一君提出饗庭野演習場における対戦車ミサイルの発射実験に関する質問に  
対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員西村関一君提出響庭野演習場における対戦車ミサイルの発射実験に関する質問に対する答弁書

一 防衛庁においては核実験は行なっていない。

対戦車ミサイル（防衛庁では対戦車ロケットという。）は核兵器ではない。

二 東富士のみならず従来防衛庁は核実験を行なったことはない。

響庭野で行なつたのは対戦車ロケットの実験である。本実験はその射程も短かく、響庭野で行ない得るものである。

三 ミサイル関係の開発は今後も引き続き実施する予定であり、必要に応じて各種の試験を行なうこととなる。響庭野演習場でこの種の実験を行なうこともあるであろう。

四 響庭野演習場はこれを専用のミサイル試射場とする考えはない。

右答弁する。